

「平成26年第1回 国際植物防疫条約に関する国内連絡会」議事概要

開催日時：平成26年7月29日（火） 14：00～17：30

開催場所：農林水産省三番町共用会議所内 大会議室

1. 1回目の加盟国協議に諮られているISPM案

〈主な質疑応答〉

(1) 種子の国際移動

【説明者：横浜植物防疫所業務部種苗担当 池谷植物検疫官】

越部委員：9点申し上げたい。

- ① 「seed-borne」と「seed-transmitted」の違いについて、加盟国によっては理解が不十分な可能性があることに留意が必要 [パラ 27、28 関係]。
- ② 「ペレットティング」と「コーティング」について、日本国内において用語の使い方に混乱が生じていることに留意が必要 [パラ 134 関係]。
- ③ リスクレベルが低い用途の種子については、例えば書類審査、視覚検査など、リスクレベルを考慮した検疫措置としてほしい [パラ 56-72 関係]。
- ④ 農薬を塗布したコート種子については、生種での検査を求めないよう検討願いたい [パラ 134-135 関係]。
- ⑤ 小ロット種子の抽出量を10%としているが、必要以上に検査で消費されるおそれがあるため、当該記述を削除願いたい [パラ 143 関係]。
- ⑥ 販売先が未定の場合、ほ場検査を実施していないことがあるため、代替措置としてPCRを検討してほしい [パラ 126、167 関係]。
- ⑦ 種子が第三国で長期間保管された後に輸出される場合、植物検疫証明書の原産地欄に当該国を記載することになっているが、本来の原産地と混同を避けるため分けて記載すべき [パラ 168 関係]。
- ⑧ 種子の「ミックス」と「ブレンド」について、混同して使用されているので指導いただきたい [パラ 169-176 関係]。
- ⑨ ISPM案では、原産地等に関する記録を5年間保管することとされているが、種子によっては10年程度保管することもあるので、記録は10年間保管すべき [パラ 178 関係]。

鈴木課長補佐：「seed-borne」と「seed-transmitted」及び「ミックス」と「ブレンド」の違いについては、必ずしも世界的に理解されていない現状にあるので、本 ISPM を通じて理解促進が図られるべきとのご指摘と理解した。

ペレットティングとコーティングの違い、コート種子の検査に対するご指摘について補足説明をお願いしたい。

越部委員：世界的には、ペレットティングは精密な種が可能となるよう、種子をペレットティング剤で被覆して形状を揃えることをいい、コーティングは、種子表面に均一に農薬等を塗布することをいう。他方、日本ではペレットティングを「コーティング」と称していることがあり、「coating」を「コーティング」と和訳すると日本では誤解を招くため、注意が必要ということをご指摘しておきたい。

病害まん延を防止するため農薬を塗布した種子の検査については、農薬等を洗浄するなどして目視検査を行うこととし、コート前の種子（生種）のサンプル提供を求めないようにして欲しい。

佐藤（仁）委員：Seed born pest については、国際種子検査協会（ISTA）の種子伝染病菌リストに含まれているものがある。現在、再検討しているところ。数年で結論が出るだろうが、これは国際基準になりうるものと思われる。ISTA で作成された種子の病菌感染率に関する検査ガイドラインでは、ペレットティングやコーティングの処理がなされた種子では病原体を検出できないことを理由に、生種のみを検査対象としている。

原種等の小ロットの種子から 10% をサンプリングするのは、多すぎる印象がある。基本的に各加盟国で定められた検査方法に応じてサンプル量が決まるのだろうが、その量を満たすことができない場合には、別のサンプルサイズを検討できるようにすべき。

パラ[160]の添加ポジティブコントロール (spiked positive control) の例に関する記述が分かりにくい。処理が検査に与える影響を事前に調べることを目的として、添加ポジティブコントロールを用いた検定が行われることを明確にすべき。最後に「before testing (検定前に)」という文言を追加することを提案する。パラ[166]で「公的な植物検疫情報を植物検疫証明書に含むことができる」とされているが、民間機関の試験結果は記載できないのか。

福嶋室長：輸出国 NPPO が認めた民間機関があれば、その試験結果を公的な植物検疫情報として植物検疫証明書に記載できることになって

いる。

古茶委員：本 ISPM 案は雑草種子も対象にしている。仮に我が国においても雑草種子を検疫対象とする場合、穀類に混入する雑草種子等の扱いを整理する必要があるだろう。大量に輸入される穀類から雑草種子を取り除くことは、実務上難しい。

越部委員：種苗業界においては種子の純度は重要であり、栽培用種子に雑草種子が混入する可能性は極めて小さい。

白川委員：花粉は種子に該当しないという理解で良いか。

福島室長：然り。ただし両者とも検疫対象であり、例えば、火傷病発生国からの花粉は輸入禁止品である。また、近頃国内で新たな系統の発生が確認されたキウイフルーツかいよう病菌は、花粉を経路として侵入した可能性が指摘されているため、検疫措置を強化して対応している。

(2) 中古車両、機械及び装置の国際移動

【説明者：横浜植物防疫所業務部輸出検疫担当 木村次席植物検疫官】

佐藤（博）委員：現在、中古車の検疫検査を行なっているのはNZ向けだけであり、検疫を行う国が増えるという動きはないと認識している。NZ向け中古車の検査は日本で行う場合が多い。

久留宮委員：パラ[84]において、輸出国の植物検疫機関が清掃及び処理施設を認可することになっているが、輸入国の植物検疫機関が認可することは出来ないか。また、認可を受ける施設は、清掃及び処理施設だけでなく、検査施設も対象とすべき。

当社で実施している中古車の検査は、NZ政府が定めた高いレベルの基準に基づくものである。仮にNZと同水準の検査基準が国際基準として求められるならば、対応できない国もあると思われる。

古茶委員：輸出国政府による関与なく、輸入国政府機関が輸出国内の施設を認可できるのか。

大村委員：例えばNZは、種苗の輸入時の隔離検疫を輸出国側で実施している事例があり、輸出国の管理能力をNZが確認した上で検査施設を指定している。

施設の指定には輸出国NPPOの合意が必要と思われる。

佐藤（博）委員：中古車の検疫検査は10年以上行われてきたが、現行のシ

システムで問題が生じたことはない。

(3) 植物検疫用語集 (ISPM 5) の改正

【説明者：農林水産省消費・安全局植物防疫課 山田係長】

質疑なし。

2. 加盟国協議に諮られている検疫処理案 (ISPM 28 付属書)

〈主な質疑応答〉

(1) ヨーロッパアワノメイガに対する放射線処理

【説明者：横浜植物防疫所調査研究部消毒技術開発担当 土肥野次席調査官】

平井委員：処理対象の品目に果物とあるが、具体的には何か。

土肥野次席：参考文献によると、ヨーロッパアワノメイガは、メロン、リンゴ等を加害する。

佐々木委員：パラ[4]には、次世代 F1 の成長阻害が処理の目的として記述されているが、パラ[17]は、「non-viable」な虫を発見する可能性に言及しており、整合しないのではないか。

土肥野次席：次世代 F1 の成長阻害だけでなく、不妊化等ももたらしうることを意味している。

(2) チチュウカイミバエに対するクレメヌレス種クレメンティンの低温処理

【説明者：横浜植物防疫所調査研究部消毒技術開発担当 土肥野次席調査官】

大村委員：日本が果実等の輸入を解禁する際には、輸出国が輸出国の虫を使った殺虫試験を行い、そのデータに基づいて解禁協議が行われているが、仮に本案が採択された場合、本案に基づく処理がなされた植物は、どの国からも輸入を認めることになるのか。

福嶋室長：今後、低温処理、蒸熱処理等が ISPM 28 付属書として採択されれば、当該基準に基づいた果実等の輸入解禁に当たり従来のような輸出国から殺虫試験を求める必要はなくなる。我が国が既解禁の処理基準と今回諮られている ISPM 28 付属書の処理基準との整合は確認する。

大村委員：本案では対象植物が特定の品種に限定されているが、採択された場合、我が国の輸入解禁条件においても同様に指定がなされるのか。

福嶋室長：かんきつ類の分類は、国際的にも難しい問題であり、我が国の輸

入解禁における取り扱いは検討が必要。

大村委員：チチュウカイミバエは世界中に分布しており、各地域のチチュウカイミバエの性質が同じか否か明確でない中で国際基準を策定することは可能か。

鈴木課長補佐：本年の IPPC 総会において、採択に諮られた低温処理基準案については、日本、中国、韓国及びアルゼンチンがフォーマルオブジェクトを提出し、採択されなかった。日本からは、基準案で示されているデータだけでなく、他に利用できるものがあれば、それを考慮するべきとの意見を提出した。本案も同様の指摘が当たらないか精査する。

(3) チチュウカイミバエに対するネーブル種及びバレンシア・レイト種オレングの低温処理

【説明者：横浜植物防疫所調査研究部消毒技術開発担当 土肥野次席調査官】

2. (2) と共通。

(4) ミカンコミバエに対するソロ種パイヤの蒸熱処理

【説明者：横浜植物防疫所調査研究部消毒技術開発担当 安達次席調査官】

平井委員：参考文献で植物の品質劣化が触れられているか。

安達次席：根拠論文が未公開であり、不明。

平井委員：我が国が解禁条件を定める際、品質劣化を配慮しているのか。

鈴木課長補佐：配慮している。ISPM 28 にも、処理が植物の品質に与える影響を評価するよう規定されている。

安達次席：根拠論文では（タイトルから）*Dacus dorsalis* を供試しているようだが、現在の分類体系と異なるため、提案のミカンコミバエ（*Bactrocera dorsalis*）が実際の試験で供試されたか否か懸念がある。論文が発表されたフィリピンにはミカンコミバエ（*Bactrocera dorsalis*）が存在しない。

(5) チチュウカイミバエに対するマンゴウの蒸熱処理

【説明者：横浜植物防疫所調査研究部消毒技術開発担当 安達次席調査官】

平井委員：参考文献で植物の品質劣化が触れられているか。

安達次席：根拠論文によると、許容できないダメージが生じるのは本案よりも高温かつ長時間の処理を行った場合である。

大村委員：参考文献はケンジントン種だけのデータのようなのだが、本案の対象はマンゴウの品種を限定していない。ケンジントン種はマンゴウを代表する品種として適当か。

安達次席：検討すべきポイントと考える。

(6) *Bactrocera melanotus*及び*B. xanthodes*に対するパパイヤの強制通風加熱処理

【説明者：横浜植物防疫所調査研究部消毒技術開発担当 安達次席調査官】

平井委員：参考文献で植物の品質劣化が触れられているか。

安達次席：根拠論文には品質劣化に関する記述はないが、本基準案と同じ条件で処理したパパイヤが、NZ 向けに輸出された実績があると記載されている。

安達次席：検討する上で注目すべき点としては、本処理は低湿度条件が提案されているが、根拠文献では殺虫効果の高い高湿度の処理を行っている点である。

佐々木委員：今回協議している3つの加熱処理基準を見ると、5分毎に処理の記録をとることにしているのもあれば、温度記録方法について全く記載のないものもある。また、処理後の冷却方法が細かく記載されているものもあればそうでないものもある。処理に関する記載方法が、3案でまちまちで、整合性がとれていないように思える。

宮ノ下委員：日本の輸入解禁のために提出されたデータを見たことがあるが、それらと比較して、今回のデータは粗い印象がある。

鈴木課長補佐：二国間協議の経験を踏まえて、科学的に検討を行い、必要に応じてコメントを出していきたい。

3. 加盟国協議に諮られている診断プロトコル案 (ISPM 28付属書)

〈主な質疑応答〉

(1) Phytoplasmas

【説明者：横浜植物防疫所業務部生物検定担当 柳澤植物検疫官】

佐藤（仁）委員：ISPM として診断プロトコルが採択された場合、加盟国は同プロトコルに従って診断する必要があるのか。修正して利用す

ることは可能か。

鈴木課長補佐：加盟国は、ISPM に示された診断プロトコル以外のプロトコルを使用することは認められている。

(2) *Erwinia amylovola* (火傷病)

【説明者：横浜植物防疫所業務部病害虫同定診断担当 平川主任調査官】

佐藤（仁）委員：本案では、サンプルから本細菌を分離する際、培地上に本細菌に典型的なコロニーがなければ陰性と判断することになっているが、これが雑菌に隠れてしまう可能性があるのではないか。

平川主任：然り。

福嶋室長：生菌を確認せずに PCR 等の結果に基づいて、日本から輸出した植物から病原菌が検出された旨、外国の植物検疫機関から通報を受けることがある。生菌の存在を確認することは重要なポイントであると考えている。

(3) *Anastrepha*属

【説明者：横浜植物防疫所業務部病害虫同定診断担当 鶴田検疫専門員】

質疑なし。

(4) *Ditylenchus dipsaci* (ナミクキセンチュウ) 及び *D. destructor* (イモグサレセンチュウ)

【説明者：横浜植物防疫所調査研究部害虫担当 久井次席調査官】

質疑なし。

4. 2回目の加盟国協議に諮られているISPM案 (情報提供)

【説明者：横浜植物防疫所調査研究部企画調整担当 白石次席調査官】

久留宮委員：「ミバエ管理に関する植物検疫手続」の ISPM 案について、その背景を承知したい。

福嶋室長：本案は ISPM No. 26 「ミバエ類（ミバエ類）の有害動植物無発生地域の設定」が対象とする検疫措置の詳細を定めるものである。

無発生地域の設定は、我が国の輸入解禁条件として一般に利用しているが、その設定行為自体は輸出国の NPPO が実施することになっている。

5. 今後の予定

鈴木課長補佐：農水省のホームページを通じて寄せられた意見及び今回の議

論を踏まえて我が国のコメント案を作成し、第2回国内連絡会（10月28日（火）～30日（木）のいずれか1日に開催予定）までに提示し、議論頂く予定。

以上